

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第74回 大阪高裁平成28年11月29日判決（判時2377号54頁）

メリット制による労災保険料の増加額と、第三者の不法行為に起因する業務災害との相当因果関係が否定された例

労働法制特別委員会委員 石川 かほり (69期)



1 事案の概要

Aは、タクシー乗務員として、旅客運送事業を営むX社に雇用されていた。X社は、政府に納める労災保険料の算出方法として、「メリット制」が適用される事業であった（メリット制の概要については後記「2」参照）。

平成27年2月15日、Yが運転していた大型二輪自動車が赤信号を無視して交差点に進入し、Aが業務上運転していたタクシーと衝突。この事故によりAは死亡した（Yは、本件事故により発生した損害につき不法行為責任を負う）。

本件事故は業務災害にあたるため、Aの遺族は、労働者災害補償保険法に基づく労災保険給付として、特別支給金300万円の支給を受けた。

X社は、メリット制により、Aの遺族が特別支給金を受給したことで、X社が平成29年度から平成31年度に負担すべき労災保険料が合計約336万円増額されることとなり、この保険料増加額は、Yの過失に基づく不法行為によって発生したものであると主張し、Yに対して、不法行為に基づく損害賠償請求を行った。

原審（京都地裁平成28年7月1日判決・判時2377号58頁）はX社の請求を棄却したので、X社が控訴した事案である。

2 メリット制とは

一定規模以上の事業の労災保険料を、過去3年間に発生した労働災害の多寡に応じて増減させる制度のこと。

労災保険の保険料は、賃金総額に、事業の種類ごとに定められた保険料率を乗じて算出される（これを一般保険料という。労働保険の保険料の徴収等に関する法律〈以下「徴収法」という〉11条）。しかし、同種事業であっても、災害防止に熱心な事業とそうで

ない事業を一律に同じ保険率による保険料負担とすることは不公平であり、また、使用者の災害防止努力を妨げることにもなりかねない。

そこで、一定規模以上の事業については、過去3年間に発生した労働災害の多寡に応じて、保険料率を40%の範囲内で増減させるメリット制がとられている（同法12条3項）。その結果、労働災害の発生率が高くなるほど保険料負担が重くなり、反対に発生率が低いほど保険料負担が軽くなる。

3 争点

従業員が業務に従事中、第三者の不法行為により死亡し、労災保険給付がされたことにより、使用者が支払う労災保険料が増額した場合、保険料増加額を第三者の不法行為と相当因果関係のある損害と捉えることができるか。

4 原審の判断

原審は、下記の3つの理由を挙げて、労災保険料の増加額とYの不法行為には相当因果関係がないと判断した。

- ① 労災保険料の負担は、使用者が労災保険により、労働基準法に基づく労災補償責任の免除等の利益を受けるための支出と評価できるから、労災により利益を受ける使用者が負担すべきであり、これにより利益を受けない第三者に転化することは公平とはいえない。
- ② メリット制に基づく保険料の増加は、労働者の保護、使用者の具体的公平及び災害防止努力の促進という徴収法の政策目的に由来すると評価すべきであり、第三者の故意・過失により生じたものと認めることはできない。
- ③ 使用者は、労災保険を利用せずに、直接労働者

に労働基準法に基づく災害補償責任を履行することができ、その結果、労災保険給付、ひいてはメリット制による保険料の上昇を抑えることができる。すなわち、メリット制による保険率の上昇は、自ら労働基準法に基づく災害補償責任を履行しないという使用者自身の選択の結果に由来する。

5 本判決の判断

(1) 結論

労災保険料の増加額とYの不法行為には相当因果関係がない（控訴棄却）。

(2) 理由

ア 労災保険料の支払は業務災害の有無にかかわらず発生する徴収法上の義務であること

労災保険料は、使用者が、法に基づく義務として負担するものであって、その負担額は、第三者の不法行為に起因する業務災害があったか否かにかかわらず、使用者の負担の具体的公平を図る等の観点から、徴収法により定められているものである。

イ 保険料の増加は特定の業務災害に起因するものではないこと

メリット制が適用される場合、保険料は、過去3年間の労災保険給付の額等を前提に算定される。また、一般保険料の額は、使用者が支払う賃金総額に基づき計算される。

したがって、使用者が負担する労災保険料は、過去3年間における労災保険給付の額や賃金総額によって変動するものであって、その増減額は、ある特定の業務災害があったことから直ちに算出し得るものではない。

ウ 法に基づく請求や手続がされない限り、労災保険給付の内容が不明であること

労災保険給付は、労働者災害補償保険法に基づ

き、労働者や遺族等の請求に基づき、労働基準監督署長の決定を経た上でなされる。

すなわち、ある特定の業務災害が発生した場合に、具体的にいつ、どのような保険給付がされるかは、法に基づく請求や決定といった手続がされない限り不明なものである。

6 検討

本件の争点について判示した裁判例は、公刊されたものとしては初めてであり注目に値する。

原審判決及び本判決は、いずれもX社の保険料増加額とYによる不法行為との相当因果関係を否定した。その判断に共通しているのは、労災保険料は、使用者が徴収法に基づいて負担するものであり、メリット制に基づく保険料の増加も、徴収法がメリット制を採用した趣旨（使用者間の具体的公平と災害防止努力の促進）から生じた結果であるから、これを加害者に負担させることは公平でないという点である。

ただし、原審判決が挙げる理由③（メリット制による保険率の上昇は、自ら災害補償責任を履行しないという使用者自身の選択の結果に由来すること）を本判決は採用していない。その理由は、本判決でも述べられているとおり、労災保険給付は、労働者や遺族等が労働基準監督署に請求を行うことで支給されるものであるから、労災保険給付を求めるかどうかは労働者側の判断に委ねられているのであり、使用者が選択した結果とはいえないと判断されたからではないかと考えられる。

本件と類似する論点として、交通物損事故の被害者が、自己の保険会社からの車両保険金の支払いを受けた場合、契約更新後の保険料が増額されることがあるが、その増加額の賠償請求をすることができるかという問題がある。近時では、これを否定する裁判例が多数になりつつある（東京地判H13.12.26 交民34・6・1687等）。